

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【公表番号】特表2011-524768(P2011-524768A)

【公表日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2011-036

【出願番号】特願2011-514130(P2011-514130)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/00 (2006.01)

A 6 1 F 13/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/00 3 0 5

A 6 1 F 13/00 3 5 5 G

A 6 1 F 13/00 3 5 5 L

A 6 1 F 13/12

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月3日(2012.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの区画を有する密閉された囲いと、前記少なくとも1つの区画内に配置される複数の離間した柱様構造と、前記少なくとも1つの区画から空気を排出するための手段と、を備える創傷被覆材であって、前記少なくとも1つの区画からの空気の排出が、前記柱様構造のうちの少なくとも2つの間の距離の減少を生じる、創傷被覆材。

【請求項2】

前記柱様構造は、前記区画内で均一に間隔をあけている、請求項1に記載の創傷被覆材。

【請求項3】

前記柱様構造は円筒状の柱である、請求項1または2に記載の創傷被覆材。

【請求項4】

前記柱様構造の各々は、格子様構造を規定するために、接続部材によって、隣接する柱様構造に接続される、請求項1～3のいずれか一項に記載の創傷被覆材。

【請求項5】

前記密閉された囲いは第1の薄層および第2の薄層を含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の創傷被覆材。

【請求項6】

前記密閉された囲いを規定するために、前記第1の薄層および前記第2の薄層は、それらの端部の周囲で一緒に結合される、請求項5に記載の創傷被覆材。

【請求項7】

複数の前記柱様構造は、前記第1の薄層と前記第2の薄層との間に移動可能に保持される、請求項5または6に記載の創傷被覆材。

【請求項8】

複数の前記柱様構造は、前記第1の薄層および/または前記第2の薄層に接続することによって前記第1の薄層と前記第2の薄層との間の位置に保持される、請求項5または6

に記載の創傷被覆材。

【請求項 9】

複数の前記柱様構造は、前記薄層のうちの少なくとも1つと一体化する、請求項5または6に記載の創傷被覆材。

【請求項 10】

前記第1の薄層の一部は、少なくとも2つの前記柱様構造の間のスペース内に引き寄せられるように適合されて、少なくとも2つの前記柱様構造の間の距離を減少させる、請求項5～9のうちのいずれか一項に記載の創傷被覆材。

【請求項 11】

前記被覆材を患者の頭部に取り付けるためのフレーム部分をさらに含む、請求項1～10のうちのいずれか一項に記載の創傷被覆材。

【請求項 12】

前記フレーム部分は、前記被覆材を患者の頭部に固定するための固定バンドを含む、請求項11に記載の創傷被覆材。

【請求項 13】

前記フレーム部分は、前記固定バンドの作用長さを調節するための手段を含む、請求項12に記載の創傷被覆材。

【請求項 14】

前記固定バンドの作用長さを調節するための手段は、歯止めおよびラチエット機構を含む、請求項13に記載の創傷被覆材。

【請求項 15】

前記固定バンドのサイズを調節するための手段は、クリップ調節器を含む、請求項13または14に記載の創傷被覆材。

【請求項 16】

前記フレーム部分は、保持部材をさらに含む、請求項11～15のいずれか一項に記載の創傷被覆材。

【請求項 17】

前記フレーム部分は、可撓性のプラスチック材料を含む、請求項11～16のいずれか一項に記載の創傷被覆材。

【請求項 18】

ヘッドカバー部分と、固定バンドを含むフレーム部分とを含む、ヘッドギアであって、前記フレーム部分は、前記ヘッドギアの片側に配置される少なくとも1つの保持部材をさらに含み、前記保持部材は、使用の際に、前記固定バンドと独立して前記ヘッドギアが外れることを抑制する、ヘッドギア。